



<論説>幕末期の財政論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002335

幕末期の財政論

藤井定義

一 は し が き

本稿で取り扱う幕末期は、嘉永（一八四八）以後明治（一八六八）に至る間に限定し、また財政論というのは、当時の社会経済状態からして、収入支出といったいわゆる近代的な財政論ではなく、幕府および諸藩の財政窮乏を救うための財政窮乏対策思想を取り扱うものである。

封建社会下の主たる財政は、農民の貢租によってまかなわれたことは周知のとおりである。ところがこの当時の識者は農民の貢租はすでに限度が来たものとして考えて、今まで以上に貢租負担を重くすることが不可能であると察知したためであろうか、さらに時代が進むにつれて発達した貨幣経済と封建制度の矛盾を感じたためか、特に貢租から財政論を云々した経済思想はほとんどないようである。そこで結局財政論とは、貨幣経済が発達するにつれて擡頭した町人に対して、また商権に対して、いかなる手段をとるべきかが、財政を豊かにするかどうかの根本問題になると思うので、本稿で財政論として取り上げるのはこの点にある。

そこで本稿は貨幣経済を中心とした、いわゆる流通過程からの財政論を述べることになる。したがって従来から述べられているような儉約を中心とした財政論を消極的財政論というならば、ここで検討する財政論は積極的財政論と

いうことができる。また幕末期とは土地経済が行なわれた最後の時期であり、同時にかなり貨幣経済化されている時代であるから、見方をかえていうならば、積極的財政論とは土地経済の財政論からある程度貨幣経済の財政論へと変化したものである、ともいえよう。

なお「付」として専売論を述べた理由は、とくに本期間に新しくその思想が現われたのではなく、古くから諸藩の財政政策として論じられていたのが継続していたからであって、ただ本稿に関係ある幕末時代の分だけを付記した。

二 商 税 論

商税論とはいいかえれば商業課税論であるが、ここではもっと意味を広げて運上徴収思想と考えてみたい。

元来多くの学者は運上徴収に反対であり、例えば時代はさかのぼるが、具原益軒（一六三〇—一七一四）などもその一人であった。延宝七年（一六七九）八月六日立花勘左衛門に送った意見書の中で次のごとく述べている。「常に御扶持をも拝領不仕、百姓町人より運上を御取、免を御上ケ被成候様の儀は、甚以無謂儀にて、世間のとなへも不可然、第一農民困窮仕候て、御為にも不宜儀此上有御座間敷、今程町中は運上可被召上かと氣遣騒動仕、神仏に祈禱など仕者も処々に御座候由、是は頃日の説にて御座候」と。もっとも益軒は商人に対して同情的態度を持していたから、このような運上を非としたことは当然かもしれない。⁽²⁾

荻生徂徠（一六六六—一七二八）も「政談」⁽³⁾の中で「困窮の上にも近年困窮甚敷成たる子細三色有」といい、そのうちの一つに「諸色の直段高直に成たること」をあげて困窮の原因とする。この諸色の直段が高直になった理由は「国々より出る諸物、多くは地頭へ運上を取るに、請負の者直段を次第にせり上げて、手前へせり落す」とあり、運上の徴収の多いことから物価騰貴の理由を説明している。そして「其運上は其大名の遺料と成、又は借金の方へ振向て有也、依之当時大名既に困窮したる上は、弥直段下り難き也」といって運上徴収が困窮に拍車をかけた原因となし

徴収に反対している。

さらに新井白石（一六五七—一七二五）は「白石建議」⁽⁴⁾七の中で「其比物によりては運上を召され候といふ事出来り候ひしかば、運上に奉るべき程の価を増し加ふる事も出来りて、かしこに増しここに加り、日々に価貴からざる物もなく候き」といい、室鳩巢（一六五八—一七三四）は「不亡鈔」⁽⁵⁾卷の三で「諸物皆運上を経る故に、其直高くして万人の費を蒙る」と述べ、さらに中井竹山（一七三〇—一八〇四）は「草茅危言」⁽⁶⁾卷の六の「物価の事」の中で「二十年来諸株運上の事盛に起り、其座の者は運上金を弁ずる事故、物価高くせざる事を得ず」と記している。このように運上徴収に反対する理由は、ほとんど一致して物価が騰貴するからというのが主なものであった。

ところが幕末に近づくにつれて、運上制度の実施を論ずるものが現れて来た。財政難からしてこれは当然現われるべきものであって、農民の年貢のみにたよることは不可能であることを物語ったものであるし、また貨幣経済がますます発達したことにもよる。「しかし概してこれをいへば、これらは例外に属するものである」⁽⁷⁾と野村博士が論じておられるように、商税徴収論は徳川全時代をとおして例外的なものであったかもしれないが、とくにこの時期に現われてくるということは、経済の発展過程から当然なものであると考えられる。

ここで本期間における商税徴収を主張する識者を四人あげよう。そのうち一人はフランス公使ロッシュであって、かれの幕政改革意見である。

まず初めは佐藤信淵（一七六九—一八五〇）である。かれはその著「物価余論端書」⁽⁸⁾の中で「凡そ錢貨・物品能く融通すべき法は、問屋仲間等の軒別運上諸役の制を立るにあるべし」と述べている。これは物価平準方法として論じたものであるが運上の制を確立すべきだといふ⁽⁹⁾。

次に正司考祺（一七九三—一八五七）は「経済問答秘録」⁽¹⁰⁾第二三卷「征権考」の中において「国産は商賈に致させ、運上を取るに如ず」と商税を徴収すべきことを述べているが、運上を取りたてる理由は「運上は上の利欲に非ず、是

法を立ざれば、市中自放に商売致し、謙讓の道を失却して鬭争絶えず」というところからきている。また前述した「運上を取るに如ず」とはいうものの、かれの商業に対する思想は「特に商賈は卑き職業ゆへ能人情に通じ、其情に由て事を囑して人を使ひ、又窮之を勤るゆへ、家属敢て隙を偷む事を得ず、由之見れば吏人の貨殖は損益已に見へたり、若利潤を得るあらば、下に苦む所有らん、上は唯君道を守り、商賈の職を奪ふを愧として」であつて、上は「国産は商賈に致させ、運上を取るに如ず」という商稅論である。

三人目は神田孝平（一八三〇—一八九八）でその著「農商建國弁」⁽¹¹⁾である。「農商建國弁」は元治慶応の頃（一八六四—一八六七）に著したものであり「商を以て国を立つるの利」の第一番目につきのごとく商稅論を述べている。すなわち「縦令ば爰に一村あり、年土地より生ずる所の物千金の値ひあり。其物にて種々の品物を製造する時は必ず二千金の値ひとなるべし、次に又其品物を他邦に運送し有無貿易する時は、其利を合せ必ず三千金となるべし。初め其物を地より生ぜしむるは農の力らにて、次に品物に製造するは工の業、又其次に運送して交易するは商の業となり。故均しく十分の一運上にて農より収むる時は百金なり、工より収むるは二百金、商より収むるは三百金となる。故に聚斂せずして租稅増し、苦まずして上富むべし」という。さらに第三番目の利益に「其外商を以て国を建る時は農より租稅を納むることなし。故に農業の利潤夥し。磯碕の地にても耕して利あり。故に山野次第に開け、産物益し、其値ひも又下落すべし。左すれば工商とても又盛なるべし」というから商稅だけでまかなえるというのである。これは「農稅減じて農益盛ならしむるの法なり」という。したがつて孝平の商稅論は単に商人に課稅するのみではなく、それによつて農民の稅を免除することをも含んでいると考えられるが、それほど商をもつて国を建てるならば利益があるということも申している程度であらうし、また農業と商業との利潤の相違、それによる担稅力の差違を述べているものであらう。

最後にレオン・ロッシュ（一八〇九—一九〇一）の意見を検討しよう。かれは駐日公使で幕府を支持し、日仏貿易

に努力した人であった。その意見は単に幕府の財政難の緩和というよりも一步先んじて近代国家成立を目ざしているように感じられる。が、ともかく商税徴収の意見をみておこう。これは慶応三年（一八六七）二月八日の意見である。⁽¹²⁾

「商人を四等分に分、二分の税を為納候（百分之二）。尤等級は幾等に分候にて宜候。政府には護国安民の為如斯御改革を被成候御旨意、懇篤至誠を以商民迄能々御諭被成候得ハ、心服して上納致候者に御座候。」

（中略）

一税の立方は生活に要用なる者は軽く、奢侈に属する者は重く致候は万国の公法に候。」

と。さらに同年八月二八日の上書⁽¹³⁾によれば、

「第一、（略）

第二、商估は各其商売の多少、渡世の部類に従ひ、之を六等に分ち、之に免状を与へ其税を取立る事

第三、酒の税

第四、煙草の税

第五、茶・生糸の税、是は其物生産の地にて取立る事

第六、諸日本船の運上を取立る事」

と述べて諸税を徴収するよう勧告している。また、

「此諸税取立方は当今急速に施行することの得⁽¹⁴⁾ざれば、差当り急速諸用に充る様之仕方を考求せざるを得ず。因て考ふるに、御旗本は皆何れも大君忠義の臣にして、大君を能く警衛し其政府の威益盛なるを願ふべき筈なれば、其人々より銘々多少の物を出し扶助せしむる様命を下すは、政府において公然たる正理なりと余思へり。就ては旗下の諸士速に国の金庫江、其領地の上高或は其給俸の十分一を差出すこと、は無余義事也。尤も此事は常格を離しことにて唯三ヶ年の中と定むべし」

と申している。しかしこの武士の減俸については、すでに本居宣長（一七三〇—一八〇一）が「玉くしげ別本」⁽¹⁴⁾の中で、家来の給与を年を限って減給することが大名の財政困難を救う対策として述べているから真新しい意見とは申されないが、商人から税を徴収すること、さらに酒・煙草・茶・生糸の税まで徴収するように勧告したことは、当時と

してはやはり注目すべき意見であろう。

要するに、商税論が現われてくることは商人の余力に対する、また商業に対する認識が深まったからである。たとえ正司考祺のように商賈はいやしい職業で、武士がこれを取り上げ、商人に代って行なうことを恥とすることは、封建思想そのものの本来の性質であるが、国産は商賈に商売をさせ、その利益の一部分を運上金として徴収するといった思想は、貨幣経済の認識がこの時代にいつそう明瞭になったことを示すようである。

- (1) 野村兼太郎著「徳川時代の経済思想」二六六―二六七頁。
- (2) 同上。
- (3) 「日本経済大典」第九卷、七二頁以下。
- (4) 同書、第四卷、二〇一頁。
- (5) 同書、第六卷、八二頁。
- (6) 同書、第二三卷、四五六頁。
- (7) 野村兼太郎著「前掲書」五六頁。
- (8) 「日本経済大典」第一八卷、四七〇頁。
- (9) しかし信淵は「物価余論」(「日本経済大典」第一八卷、四八四頁)の中で「商人の性と云ふ者は利を貪りて身命をも願みざる者にて、運上金を上納するといへ共、仲々彼等が得分を減少して上納する者に非ず、故に運上仰付らるゝ時は即ち畏りて上納すれ共、密に万物の値を高くし公然として大利を貪り、各皆己が家を厚く富して世上の難儀を願みる事なし、故に彼の運上の始りてより以後は、諸品の直段別して騰貴たること最も甚し、浅草紙と豆腐等の寸法小さく成りたるにても推察するに足れり」と述べているから、運上金を徴収することには賛成であつても、それをとると物価の上昇することを示している。ちなみにかれの物価平準策は「万物統括の法」すなわち専売策であつて、これについては後述の専売論を参照されたい。
- (10) 「日本経済大典」第三四卷、六七四・六七七頁。
- (11) 「明治文化全集」第一二卷、四七〇頁。
- (12) 本庄栄治郎著「幕末の新政策」一九二頁。

(13) 同上、一九四頁。

(14) 「日本經濟大典」第三卷、八〇—八一頁。

三 商 權 回 收 論

商權回收論とは、武士が町人の商行為の一部分を行なうこと、いかえれば武士の商法を主張したものである。

この当時はすでに金力が社会を支配していた時代であつて、武士も農民も町人に対して頭を下げて金銭を融通してもらい、一時的にその財政難、家計難の逼迫からのがれていた。このような状態が続くにしたがつて、識者の間に商權を回收せねばならないという意見がおこつてきた。すなわち町人の商權を武士が取り上げて商業行為を行ない、それによつて財政難を救おうという思想である。これは慶応三年（一八六七）の「収米權上書」および産物会所設立計画に関する文書に見ることができ、以下それについて述べよう。

(一) 収 米 權 上 書

収米權上書とは「米商の奸策を攻撃し、米価を左右する權を彼の輩に放任するは、国家の大害なるに依り、断じて其の權を上へ取り上ぐべし⁽¹⁾」という主旨のものである。したがつて財政論とは直接の関係はないようであるが、ただ米權を上へ収めた「御益にて府財充実仕候得ば金銀の位能、御吹替御座候儀も、其外諸事御都合に可相成奉存候⁽²⁾」と書いてあるところから、財政の充実に關しても述べているように思われるので、商權回收論としてその上書の中より「米權被為収候に付、諸家え被仰渡振大略」と「大坂表出来、並御益凡積」を引用し述べることにする。

まず大略でいかにして商人の手に米權がはいったかについて述べているが、元來米穀は民の膏血であるから、町人商賈のものどもが取り扱ふべきものではない、というのである。ところが積年の流弊にて、米權が町人の手に歸したため、天候の變化によつても米価を高下し、民の膏血をもつて大利をなし、ことに大坂堂島の米市場は、往年淀屋源

右衛門が淀屋橋において、諸家の廻米の引請商を行なっていたが、孫辰五郎の時代になって不埒なことがあり身代闕所を仰せ付けられた。その後は忍びで米商いを行なったものは召し捕えられたり、闕所になったりした。その後享保成年に願いにより商いを許可されたのであるが、それとて不実不正博奕同様の商いは許されていなかった。ところが種々な奸詐悪弊が年々に増長していき、奸商は益々富み、貧者は益々貧しくなり、そのため小前のもどもは難渋いたし、人民の生死にかかわることであるから、天下の人民を普く救うため、また豊凶の年の米価が特別高下なきようにするため「下々にて飲米の外、米穀取扱候儀堅く令停止候」というのである。ともかく、米穀は天下の大宝であつて一日も欠くことのできないもので「素より町人・商賈の輩可取扱品に無之候」という思想であつて、米権を取り上げることが当然のことであるというわけであろう。

では、米権を上へ収めたらいかほど利益があるだろうか。「大坂表出来、並御益月積」でそれを窺うことができる。すなわち

「大坂表一ヶ年諸国出来高

一 凡米百三十万石 但中国・西国・北国より積立米、冬十一月頃より翌年七月頃迄

此代金百三十万両 但平均一石に付金一兩替

大坂表一ヶ年御益金高

一 金十三万両 但是御払米御利分、平均壹割と見込

右之外江戸表之出来石数は夥敷儀に可有之候得共、江戸表の儀は篤と不相辨に付除之、其外京都之為登米一ヶ年分凡四十万石、内大坂より為登米四分通も可有之欵、其外大津・兵庫・伏見・堺・奈良、いずれも御益は大坂に准じ申候」

とある。前述したようにここに財政論としての収米権上書の価値がある。しかし滝本博士が「此の仕法にて江戸は分らぬ故、之を除くなどとは、甚だ幼稚なる申分にて、国家の大経営とも、思われざれども、而かも上書者の根本思想は、大に取るべき所なきにあらず、但し此等の問題は之を実行せんとするに於ては、中々容易の事にあらず、乃ち此

の上書の如きも、実行よりは寧ろ一の理想として、其の価値を認むべきであろう。」と解題で述べておられるように、この上書はこういった理想的な経済思想があったということを示すものである。⁽³⁾

(二) 幕府の産物会所設立計画

この産物会所設立計画は、すでに本庄博士の「幕末の新政策」⁽⁴⁾、また堀江保蔵博士の「近世日本の経済政策」⁽⁵⁾に詳述してあって、いまさら何も述べることはない。ここではただ財政論を中心にこれらの研究をダイジェストすることとする。

幕府における産物会所設立計画が行なわれたのは、安政二年（一八五五）、同三年、万延元年（一八六〇）、文久二年（一八六二）、慶応元年（一八六五）の五回である。この五回の設立計画を見るに共通した目的は、幕府財政の窮乏を緩和しようというにあった。この計画は「商賈の利権を幕府の手に収むる点に最も重大なる意義を有するものである」⁽⁶⁾と述べられているごとく、商権回収論であり、ここに本稿が財政論の一つとしてとりあげたゆえんがある。以下年をおって設立計画を両書からみていこう。

(イ) 安政二年産物会所設立案 安政二年十一月四日老中阿部伊勢守から評定所一座、大目付、御勘定奉行、御目付、御勘定吟味役へ渡された評議書がすなわち設立案である。⁽⁷⁾それによれば

「諸国より出候産物類、御料は御代官、私領は領主地頭より江戸表江直に運送為致、都合宜場所相撰、諸国産物会所と申名目にいたし、四五ヶ所も御取建有之、右運送の諸品物其処におゐて直に為売捌、尤御代官は手附手代、諸家よりは家来差出し町人共江直に売捌、諸家御旗本御家人の向も産物相求度望のものは、小買等も勝手次第為売渡、公儀えは産物売上高に応じ冥加上納金為差出、諸雑費の御入用に相充候はゞ御益にも相成、且諸家にても出産の品直売に相成候はゞ、大坂商人共を始津々浦々江利分相掛候儀相省き利益不少儀に可有之候。」

と述べている。つまり産物会所とは、諸国の物産を代官や領主、地頭に江戸表へ運送させ、それを町人へはもちろん

望むものがあれば旗本・御家人にも売渡しをする仲買の役目である。公儀はその売上高に対し冥加金を差し出させるのである。それを公儀の諸雑費の入用に当てるならば為にもなるという。ここに産物会所設立理由があると思う。

このような会所を設けた場合に「余り商人共騒敷事にも至り可申候はゞ、先試のため年限を定被仰出候はゞ子細も有之間敷や」と書しているが、しかしともかく武家の衰亡原因は国産の利潤を町人に奪われたにあるとして、根本から考えなおさないと武家の権威が町人に奪われるというのである。そこで前述の商権を回収する仲買的行為すなわち産物会所設立案が述べられたのである。しかしこの設立案を受け取った評定書一座などの答申はまちまちであり、この計画は実現していないようである。

(四) 安政三年産物会所設立案 安政三年七月海防掛の目付から老中への上申書(8)中に、幕府の産物会所に関する意見が述べてある。

この設立案は海上輸送の貨物と山方より駄送りすなわち陸路輸送の貨物との二つに分けて会所設立を述べている。まず前者から述べよう。「御国地沿海枢要之港々江、通船改会所諸産物会所兼而御取立」とあるように、枢要の港々へ会所を設立せよという。その港は江戸、大坂、兵庫、堺、下関、長崎、隠岐島、敦賀、新潟、坂田、石巻、銚子、下田、島羽であって、私領の分は役所会所取立地だけ奉行預代官支配所とするのである。

つぎにこの会所の運営であるが、まず前述の「場所々々、是迄問屋与唱、諸品引受、口銭取居候もの江、右会所御用達被仰付、御勘定方御目付方等交代相詰(中略)其地ニ而荷物買取積出し之船々は、先キ々々積送り候湊迄之浦証文相渡」すのである。この浦証文はパスポートの役目と同時に「兼而引合等無之湊々にて、初而不意ニ致入津候而も、商方并買積等差支不相成爲メ、便宜を導キ被遣、暗ニ御取締ニ相成」る役目もある。がそれよりは「先キ々々湊江入、其会所ニ而、浦証文印鑑引合、用達共取扱、仲買共入札直組出来、惣勘定之節、式分之口銭為相納候積り、都而入津之湊々、売上高ニ而式分之税法相立、積出之節は、其地売主より、売高に応じ、二分之税法為相納候積」が主であっ

たろう。これが会所の役目であるが、これによって得られる収入は「凡日本周海国地取引之金高、仮令ハ五千万兩で見積、式分之税百万兩、場所々々役人御手当凡式万四千兩、并見廻り御役人御手当六千兩、差引御益金九拾七万兩」であるという。そしてこれを財政難緩和に使用するのであるが、それは「大艦製造、大砲小銃鑄立、武備筋文学筋之御用途ニ相当テ、其余ハ御救助筋、国産開方、工作場等之御入用、蝦夷地南嶋御開拓ニ用ひ、全ク余分を以、御金蔵納ニ仕候」と実に遠大なる使用目的を述べている。

つぎに山方より駄送りの場合の会所へ納める税は、地廻り買取、ならびに買積船引合とも会所に直約し、売高に依りて二分である。ゆくゆくは桐生、足利、郡内、八王子、秩父など絹布生産地へ会所を設け「其地之巨農素豪之者共へ、問屋株札被下置、御用金被仰付、江戸江積送、江戸会所ニ而仕切相立次第、売高ニ依り、三分之税を為約」ならば「他国積出し并奸商安仕入、土民難渋ニおよび候弊を御防被成遣候得は、御益も莫大ニ、下民便宜ニ相成可申候」という。

以上が会所設立案の概要であるが、このほか唐蘭物其他高価品の輸送など詳細に述べている。要するにこの案によって実施したならば「沿海御取締相立、⁽⁹⁾売⁽⁹⁾買密交易等之患も無之、利権全ク商賈のミニ歸し不申、富国強兵之御基本も相立可申」となるという（傍点引用者）。しかしこれも案のみで実現はしなかったようである。

い 万延元年産物会所設立案 この案は万延元年三月外国掛大目付（久貝因幡守・伊沢美作守）、目付（駒井山城守・松平弾正・黒川左中その他）の産物局設置意見である。この意見はどちらかといえば開港後物価が騰貴した原因は、貿易を開始したことにあるとし、それを引き下げることが目的としたもので直接財政論と関係がないようであるが、つぎのごとく述べていることはやはり無関係ではないようである。

「差向諸家の疲弊御救を名と致し、産物の御世話有之、傍商法御試を名と致し海軍の御備相立候様仕度、右は昨年中も申上候産物会所御取建相成、尤右に付而は産物方一局御取設相成、御勘定方外国方並三港奉行支配向等打混、町方御目付立合、御料は勿

論私領産物仕入便宜の筋取調、産物品嵩に依じ公儀御船大小を以運送致し候得は、自然商法の利害得失相分貿易筋駆引の助も
不少、第一御国内産物出高実数の取調出来。」

と述べている。この設立目的は、とりあえず諸家の疲弊を救おうという名目で産物を世話し、貿易の仕法をためし、それによって海軍の軍備を充実せんがためであった。これについては前年（安政六年）も述べたような産物会所を設立すべきであるという（前年に述べた意見は不明である）。ここで産物方の施実案を見るならば、勘定方、外国方及び三港奉行等が一緒になって御料はもちろん私領の産物までも仕入れ方法を取り調べて、産物嵩に依じて公儀の船をもつて運送したならば、その結果商法の利害得失も明らかになり、貿易のかけ引きの助けにもなるだろうし、また第一国内での産物高が分るというのである。しかしこの産物会所の設置はあまり賛成されなかったようで「結局議が纏まらず実現を見ずして終ったものである。」⁽¹⁰⁾ なお本庄博士は「産物会所」という語と「産物方一局」という語は同義と解して差支えないと述べておられる。⁽¹¹⁾

(二) 文久二年の国益会所⁽¹²⁾ 万延元年四月老中久世大和守は大目付・町奉行・勘定奉行・御目付・勘定吟味役に対して、外国貿易が許可されてからは諸色が払底し、そのため物価が騰貴したので入費がかさみ、困窮しているから「御国内生産の品々次第に相増候様の御世話等無之候ては御国益も相立不申候処、右は急速の調方には相成間敷事に付、漸を以取斗候様相心得、夫々無隔意役々一体の心得にて篤と申談取調候様可被致候事」との達を發した。これに従って設置されたのが国益主法掛であり、この掛によって文久二年五月設置されたものが国益会所であった。この国益会所は文久元年正月老中からの達によってできたものであり、その案文によって設置目的および前述の産物会所設立目的を継承したものであることが明らかになる。この国益会所はつぎに述べるような設立目的どおりには業務を営まなかったが、事実開設されたのであるからこの項へは入れるべきではないかもしれないが「単に国益主法方の職務のため⁽¹³⁾に用ゐられ、各地産物を江戸に廻送せしむる所請産物会所としての機能を為すに至らざりし」と述べておられるとこ

ろから、やはり産物会所設立案として国益会所を取り扱ったのである。

さて文久元年正月老中の達は、

「先づ可然場所え手広の会所取建、江戸市中並國々問屋荷主共等右会所之召集公辺より厚く御世話有之、諸國の産物買集めさせ、問屋共にも相応の利潤を為得、荷主共も懸念不致十分に差廻し候様の御所置に相成、扱諸家國産の分も直捌なり領民引請なの都合次第為積廻、問屋共安直に蹴付候様之弊無之、会所にて世話致し為買上候は、自然捌方も宜、國々産物も人力にて出来致し候丈は日々相殖へ諸物自ら潤沢いたし、其上物価高低の権は公辺の御処置に歸し候様可相成、終ニ外國貿易の品にも会所より相廻し候様の手續にも至り可申、何にても諸物多分に産出為致候には先づ会所取立問屋共召集公辺より厚く御世話有之、彼我相応に利潤を得られ候様の御主法無之候ては相成間敷」⁽¹⁴⁾

と述べている。これから考えられることは、商権回収を述べていることである。ことに会所にて産物を買ひ上げたならば売りさばきもよくなり、諸産物も潤沢になり、諸物価の高低の権は公辺にてでき、さらに外国貿易品も会所が取り扱うようにしたいという。そして最後に産物を多く産するには、まず会所がこれを取り立ててから、問屋などを集めて、公辺よりこれを世話すべきであつて、得られた利潤は相応に得られるような法がなくてはならないという。結局会所設立は幕府の商権回収であつて、それで利潤獲得をねらつたものにはかならないということになる。

(外) 慶応元年産物会所設立案 慶応元年一月三日、池田播磨守・山口駿河守・小栗上野介・井上備後守・駒井甲斐守・増田作右衛門・星野禄三郎らによる「諸色会所取建方の儀に付相伺候書付」が設立案である。これによる産物会所設置計画は、物価が騰貴したため幕府が産物会所を設置することによって、商権を回収し物価を下げる、ということにあつた。すなわち、

「右の弊（物価騰貴を指す）註引用著）を一洗仕候には利権を上ニ御掌握無之は、逆も行れ不申、其利権を上え御掌握被成候には、産物会所御取建の外有之間敷」

と述べていることで明らかである。しかしこれは商権回収を行なつて物価を下げ、財政を立てなおすことまでは述べ

ていないが、決して無関係ではないであろう。

なおこの会所設立案は会社組織を取り入れようとしている。⁽¹⁵⁾「問屋は人選の上会所附属の小吏となさんとしたこと、官民共同出資の方法によって経営し、利益金は積立金を除きこれを出資高に依じて配当すべきものとしたこと」⁽¹⁶⁾によって示されている。

以上が財政論からみた産物会所設立案の概略であるが、この設立によって財政収入の増大をはかり幕府の財政難を救おうというのが目的であった。しかしこれらはいくまでも案であり、これによって財政政策が実施されたわけではなかった。ただ一回国益会所が設定されたが、それについても本庄博士は産物会所としての機能をはたさなかったと述べておられることは引用したところである。本稿ではただ幕末の財政窮乏を、産物会所を設けて町人の商権を回収し、それによって得られる利潤で救わんとした思想があったということ述べたのである。

(1) 「日本経済大典」第四七巻、解題三頁。

(2) 同上、二六八頁。

(3) なお本稿の主旨からはずれるので除外したが、米権を上へ取り上げて米商いを上が行なうから、やはり専売法のようなものであろう。その仕方についてはつぎのように述べている。すなわち

- 一 町人共販米の儀一町宛組合、高何程と可申出、一ヶ年兩度にも又々三度にも御払可有之候
- 一 町人小前末々、当日限小売致し候者は、穀屋より可買取事
- 一 穀屋の儀は、是迄の通り勝手に商買可致、尤売出し先凡人別見積、御払米可有之事
- 一 穀屋共店方小売直段は、其時々御役所より申渡可有之事
- 一 年来米相場致渡世候遊民共、早々良民に立戻り外商買可致、三ヶ月相立候ても、是迄の姿に罷在ものは、召捕吟味可申付

事

右之条々致違背、或種々の故障、其外浮説等申唱候者は、其品に寄り急度御仕置可被仰付もの也、とある。

- (4) 本庄栄治郎著「幕末の新政策」二九〇頁以下。
- (5) 堀江保蔵著「近世日本の経済政策」三五四頁以下。
- (6) 本庄栄治郎著「前掲書」三三一頁。
- (7) 同上、二九三―四頁。
- (8) 「大日本古文書」幕末外国関係文書之一四、六〇九頁以下。
- (9) 本庄栄治郎著「前掲書」三一二頁。
- (10) (11) 同上、三二二頁。
- (12) 同上、二一五頁以下。
- (13) 同上、三二五頁。
- (14) 同上、三二四頁。
- (15) 同上、三三二頁。
- (16) 堀江保蔵著「前掲書」三五八頁。

四 紙 幣 論

はしがきでもふれたように、紙幣論といっても財政窮乏政策思想を中心とした紙幣論であり、紙幣の発行がいかにして当時の財政困難を救うことができるかということにのみ焦点をしばって述べることにする。

紙幣発行論はかなり古い時代から述べられているし、また実際ある藩においてはその財政窮乏を救うために藩札を発行している。この藩札発行に賛成している識者には例えば貝原益軒（一六三〇―一七一四）・新井白石（一六五七―一七二五）などがあげられる。もっとも白石は「白石建議」の中で銀鈔の発行を論じているが、しかしそれは「硬貨

改鑄の一次的方便として紙幣を發行せんとするものであって、紙幣を硬貨とともに永く流通せしめんとするものではない⁽¹⁾のである。したがって全面的に紙幣發行を論じていたのではない。

一方紙幣發行に反対するものには浅見綱齋⁽²⁾(一六五二—一七一—)・太宰春台⁽³⁾(一六八〇—一七四八)・馬場正通⁽⁴⁾(一七八〇—一八〇五)・草間直方(一七五三—一八三一)などがある。例えば直方の「三貨図彙」の中で享保四年(一七一九)京都奉行所から、京地本両替師に対して銀札通用について諮問を行なっているが、その答申には「銀札通用に罷成候はゞ、商買も相離れ可申様ニ奉存、乍恐迷惑に奉存候⁽⁵⁾」と述べているから紙幣發行に反対しているし、直方自身もその答申書に附記して「右等の外、差支の事数多可有之、三都は自然の天府にて、他国都下の經濟を以ては手狭にて差支の事ども多からん」と申しているから、その發行を望んでいないようである。

ところが幕末に至り、横井小楠(一八〇九—一八六九)のごとき「国家事の急なるに臨んでは、財用の有無を論ずるに違あらず、只其贍らざるを恐る。國家を濟ふの誠意、即財を生ずるの源なり⁽⁶⁾」とし、また「官の爲にして紙幣多きに過れば民其害を被りて信ぜず。國事民用の爲に其員を増す、民其沢を受て疑ず。昔年の貨幣は官の用に製して官の物なり。今の紙幣は民の爲めに増て民の用なり。民是を信ぜざるは民の自ら疑ふにて自ら其害を受る道理なれば決して信ぜざるの理なし⁽⁷⁾」という紙幣發行論の急進者が現われている。また筒井政憲(一八一九—一八六一)も紙幣發行論者の一人であり、横井小楠の門人である由利公正(一八二九—一九〇九)(當時は三岡八郎といった)もそうであった。本稿では筒井政憲の意見書および由利公正の紙幣論を中心に検討する。

(1) 筒井政憲の紙幣論　まず幕府に建議を述べた筒井政憲の意見をみよう。それは安政四年七月老中に対して行なった「金銀融通并武家救助の件」という上申書⁽⁸⁾によって検討できる。なおここでいう紙幣とはすべて不換紙幣をいうのである。

まずかれは紙幣發行について「是は後々流幣も有之事に候得は、寔以不宜事ニ候」と述べているから、本来は賛成

ではないと思う。ところが当時の武家窮迫の時勢からして「最早此上紙幣を以、御十分に御救被下候より外は有之間敷」というから、財政難を救うべき最後の手段に紙幣発行を上申したと思われる。

さて幕府が紙幣を発行すれば「御國中何く之果迄も同様之事ニ候間、差支は無之候」というから、弊害がないというのである。その理由は各藩ごとに藩札を発行した場合は、正金銀に兌換せねば領内のものが難儀をするけれども、幕府がこれが発行すれば、日本國中同様であるから発行してもかまわないという。ただ困ることは紙なるがゆえに破損しやすきこと、いま一つは贋札を製造するものができることである。これとて良質の紙を用い、贋作できないようにすれば後弊もそれほど多くはないだろうという。そこでこの発行した紙幣でもって、諸大名の借財を救済せよというのである。そして「頂戴領地知行之収納を以、借財之方へ振向不申」というから、したがって今までの借財の弁済はすべてこの紙幣で行なうわけである。もしこのようなことが実行できうるならば、諸大名の借財は一度に返還できるであろう。しかし現実としてこのような紙幣発行が可能であろうか。紙きれ一片と、かつての借財とを帳消しにでききるほど、幕府の権力武士の權威があったであろうか。さらにそののみならず本庄博士が述べておられるごとく、「全く流通の根拠を度外視せる議論」であって、貨幣経済について知識を全くもたない議論であろう。しかし一方このような紙幣発行論が出現したことは、財政窮乏をいかんともしがたいところからであって、幕末の財政難の一面を窺うこともできる。

ともかく政憲の紙幣発行論は、財政難を救わんがため紙幣を発行して、今までの大名の借財をすべてこれによって支払えという論である。この上書の最後に「甚如何之儀ニは候得共、愚慮存付候儘申上候」というから、かれ自身全面的にこれを支持していたかは疑問の余地があるが、止むをえないところから貨幣供給という金融的な経済法則を無視した発行論であり、財政の再建のみを目的とした議論を上申したものであるといえる。

(四) 由利公正の紙幣論 由利公正は、明治政府がその財政難から金札発行（明治元年二月）を行なった際の提案者で

あり、また会計事務局判事としてこの金札発行に従事したことは周知のところであるが、この方法はすでにかれが安政五年（一八五八）一月、福井藩にて実施しているし、その発行形式は両者とも同一であると思われるので、ここでは福井藩の場合について検討する。

さて福井藩も他藩と同様に財政は貧困をきわめており、それに対処すべき唯一の方法は伝統的な節儉であるとなし、貧すれば貧するほど節儉を重んじたのである。ところがかれは単に節儉をもってしてはこの窮乏を救うことができな⁽¹⁰⁾いことを知り、そこで「労力を基本として物産を興し、広く通商貿易して収入を増進するの外、他に富国の良策なきを悟」ったのである。この意見は財政難を救うべき積極的意見であり、まさに卓見であろう。

右の趣旨に従って殖産を行なうにしても、まず資金が必要となってくる。その資金調達がここでいうかれの紙幣論である。かれは福井藩勘定奉行長谷部甚平と計り、従来発行の藩札以外に製造方の切手五万両を発行することに決した⁽¹¹⁾（しかし後述するように実際は五万両の藩札を発行した）。すなわち

「当藩内物産を拡張すべしとは即ち民を富ますの術で、民富めば国富むの理である。扱物産を拡張せんとすれば、国是を定め上下心を一にして振作せねばならぬ。然るに当時の様な貧困では、融通の手段も無ければ、国債を起して民間に貸付け、総会所を建て、運転を自在にする為に、試に五万両の切手を作り国債と為すべきである。其の作用は先づ力役者二十万人と見積り一人一分の資本を貸付ける、但し実際は一時に一分を渡さず、工業により多少長短の差があれども、其の運転自在、即ち総会所の事宜に任せるので、例へば、一人の女が五十文の綿を買ひ糸を引けば凡そ六十五文と為る、無用の薬も繩に縋へば十文の値があるといふ様に、総て人民の随意に任せ、二十万人で一日十文宛稼げば、一日二千貫文即ち三百三十両の富を為す、三十日にして九千九百両、一ヶ月殆ど一万両の富を得られる。されば五万の国債を起しても決して憂ふるに足らぬ。」⁽¹²⁾

とある。本来紙幣の性質は正貨との兌換であるべきだと思いが、それよりすればこの公正の考え方は、実に不安定な紙幣発行計画であったといつてよからう。しかも当時は正貨がないため、物産を抵当として紙幣を発行するのであるが、その産物も現在産出されているのではなくて、将来産出されるだろうと見込んでの話であるから、さらに危険な

計画であることは明瞭である。

この計画が実行に移されて、紙幣の発行を見るのであるが、実際に発行されたものは、以前と同様の藩札五万両であったのである。公正の考えた紙幣が発行されなかった理由は、すでに発行されていた藩札（不換紙幣）と今度発行される紙幣（物産と為り次で正貨に化するに至るべきもの）で国債であり兌換紙幣との関係で、従来の藩札をきらい、札所が倒産するに至るかも知れないので「従来の藩札を以て之を補ふに若かず」と結論されたからである。⁽¹³⁾

ここにおいて物産会所を設立し、この五万両を資金に貸出し、物産を奨励したのであるが、この結果は「藁類のみ⁽¹⁴⁾にても初年北海道に販売したる総額は貳拾万何千両の多きに達したり」とあるし、さらに「養蚕を奨励し、文久二年和蘭商館に販売したる金額二十五万弗に及び、次年には生糸医油の代価六十万弗となり、爾来漸次増加して総高一ヶ年金三百万両に達し藩札は漸次正貨に⁽¹⁵⁾変じ、金庫には常に五十万両内外の正貨を貯蓄し、取引は頻繁となり、商賈の産を起すもの比年増加した」と述べているように、公正の苦心が実を結んだのである。

要するにかれは、富国への道は通商を行なうことにあるといい、そのために生産を行ない、物産を興すための資金として紙幣を発行したのである（実現はしなかったけれども、その紙幣は国債としての性質であり、産物を抵当とする兌換紙幣を意味している）。したがってかれの論は富国のための手段として紙幣発行を行なったものであり、本質的な紙幣論ではない。

- (1) 本庄栄治郎著「日本経済思想史」一一六頁。
- (2) 「識割録」〔日本経済大典〕第三卷、二四〇―二四二頁。
- (3) 「経済録」〔同書、第九卷、五三二頁〕。
- (4) 「造幣策」〔同書、第二九卷、一八八頁〕。
- (5) 「三貨図彙」〔同書、第四〇卷、二九二―二九三頁〕。

- (6) 「処時変議」(横井小楠遺稿五九―六〇頁)。
 (7) 同上、六〇頁。
 (8) 「大日本古文書」幕末外国関係文書之一七、二二―二一九頁。
 (9) 本庄榮治郎著「幕末の新政策」二六〇頁。
 (10) 三岡丈夫編「由利公正伝」六三―六四頁。
 (11) 同上、六六頁。
 (12) 同上、六五頁。このような紙幣発行思想はかれの師横井小楠にあつた。すなわち「国是三論」のうち「富国論」(「横井小楠遺稿」三六頁)につきのごとく述べているからである。「勉めて産を制するが為に民を富し、産を生ずるによつて国を富し土を富すべし。一隅を挙て是を譬んに先づ壹万金の銀鈔を製し、民に貸して養蚕の料に充て、其繭糸を官に収め、是を開港の地に輸し洋商に売ならば大約壹万金の正金を得べし。如此なれば楮札数月を閱せずして正金となつて、言ふべからざるの鴻益ある而已ならず、加ふるに千金の利あり。官府此利を私することなし公に衆に示し悉く是を散じて救恤し、其他出て反らざるの所用に給す、仍之利を得る事多ければ所用益足るべし。菅繭糸而已ならず民間の所産制するに此法を以てし、年々正金の入るを見て楮銀を出し、財用を通ずる事前の如くならば、民間の生産も無数に増進し、官府も年を逐ふて正金に富むべし」と。
 (13) 同上、八二頁。
 (14) 同上、八五頁。
 (15) 尾佐竹猛解題「由利公正・坂本竜馬集」(近世社会経済学説大系) 五〇―五一頁。

(付) 専 売 論

専売論も紙幣論と同様に古くから議論され、かつまた実際に専売政策として実行した。専売論とは主として藩内で生産されたものを、藩が独占し販売することを論ずるのであるが、目的はその商行為によつて得られた利益で藩財政窮乏を救うための財政政策にはかならない。たとえば専売政策を行なった結果については、それを積極的に奨励した太宰春台の「経済録拾遺」をはじめとして、林子平(一七三八―一七九三)の「上書」⁽²⁾・海保青陵(一七五五―一八一七)の「稽古談」⁽³⁾などによると、その当時の諸藩の財政難を緩和したことを述べていることで明らかのように、こ

の専売論の目的は財政収入を多くあげることにあつた。

本稿ではただ佐藤信淵の専売論の概略を述べ、幕末にも引き続きこれについて論じた識者があつたという程度にとどめておきたい。⁽⁴⁾

佐藤信淵の「物価余論」⁽⁵⁾は、物価騰貴に対する物価平準策を論じたもので、財政論とは多少異なるかもしれないが、万物統括の法、すなわち専売論を述べたものであり、以下これについて述べることにする。

信淵は物価騰貴の原因について「万物の値段高きが為に上下一統困窮に及び、且天災流行して、凶作ある毎に餓殍の都下に充満するも、畢竟は本朝に古来万物を統括し給ふの御制度無くして、万物交易の大柄を商人に委任」と述べている。すなわち専売仕法がかって存在していなかつたので、商人に交易を任せていたため、かれらが値段を自由につけたのであつた。そこで物価平準策を取るため専売制度を実施せよというのである。その方法は「天下の諸産物を一旦準館に統括し、然して後に是迄の如く問屋共に渡して売捌せ、品物の多き時は時価甚だ下落するといへ共、作者の困窮するに至らず、又物の少くして時価の甚だ貴しといへ共、買ふ者の難儀せざるを度とし、御損金の有無に拘りたまふ事なく物価を適宜からしめ」るにあつて、そのように実行すれば「四海皆太平の恩波に浴し、鼓腹して歓楽し、永く饑荒の患無かるべし」となるという。

かれの専売論とは天下の諸産物を平準館にて独占し、ここから問屋にその産物を渡すという。それ以後は従来どおり問屋に売り捌かせるのである。したがって平準館で物価を調節するのであり、この意味における専売論である。さらに「万物統括の法を行ふ時は、四海の大富漏る事く皆上に帰するを以て、世上一統の困窮を濟救、武家の備へを堅固にするに足るべし」と述べているから、この専売法を行なうと世上一統の困窮を救済することができるという。ここに財政論としてこれを取り上げた理由がある。

(1)「日本経済大典」第九巻、六七八頁。

- (2) 同書、第二〇卷、三七頁以下。
- (3) 同書、第二七卷、二一五—二一六頁。
- (4) 専売論には肯定論と否定論があるが、本稿では財政論という立場から肯定論のみ取り扱うが、それでは否定論者が財政窮乏に無関心であったかというともない。たとえば正司孝祺は「經濟問答秘録」において否定論を展開しているが、前述した商税論の中で、かれは運上徴収から財政政策を論じているように。
- (5) 「日本經濟大典」第一八卷、四八〇頁以下。

五 あ と が き

以上幕末における財政論について述べたのであるが、要するにこの時期に達すると、幕府および諸藩の財政窮乏はいつそう急迫し、そこでさらに貨幣經濟にその緩和を求めねばならないといった思想が強く現われてきたということである。このように幕藩体制の中へ本来それ自身とは矛盾する貨幣經濟を取り入れたということも、その体制をいかにして維持させるべきであるかということを考えただけであり、体制そのものを根本から改革するといった思想ではなかったようである。

幕末期財政思想がこのようなものであったと規定されるならば、この財政論とは為政者のための財政補強論であり、当然一般農民・町人の利益とは一致しないものである。こういった封建思想を打破するものとしては、前述した神田孝平のような新しい思想がこの時期に芽ばえつつあったことも見のがすことはできないが、一般的に言ってやはりさらに多くの西洋思想の導入とあいまった明治維新以後を待たねばならない。